

学会での学術報告は、研究者にとってはとても大事なことです。
一方で、学会報告の QC「質管理」は、非常に悩ましいところがあります。

学会によっては、質管理もかねて、編集委員を置いているところもあります。

ところが、編集委員が、掲載・不掲載を決め、修正を指示したりし、パワーハラスメント(パワハラ)を起こし、問題となっている学会もあります。

そこで、日本租税理論学会(本学会)では、編集委員を置かずに、報告者(執筆者)が直接出版社へ報告原稿を送る仕組みにしております。

一方で、本学会編の『租税理論研究叢書』(研究叢書)掲載論文の質管理は大丈夫か？ また、研究叢書掲載論文は「査読論文」にあたるのかどうか？といった質問を度々いただいております。

研究者には、学問研究の自由、出版の自由などが保障されております。
「査読」が妥当な仕組みなのかどうかについては、議論のあるところです。

そこで、本学会では、QC[質管理]もかねて、本日開催するような、任意参加の形で、予備報告会(プレビュー)に仕組みを導入しました。

本学会に、研究大会企画運営委員会(委員会)を設け、①公募・推薦で報告者を募り、該当委員会で精査したうえで、報告者を決定し、②予備報告会での報告、③年次の研究大会で報告を願い、④討論を経て報告内容を揉んだうえで、報告原稿を提出いただき、研究叢書に掲載することになりました。

もちろん、研究大会企画運営委員(委員)が、報告者選定の段階で、パワハラを起こす事態も想定されます。この辺のマネジメントもしっかりしたいと思います。

改めて、あえて、叢書掲載論文が「査読論文」にあたるのかどうかの質問にお答えするとしますと、本学会は適切な QC を実施しており、“該当”す

ると解して差し支えないと思います。

これまで、報告者である執筆者は、研究叢書に掲載された論文を、おおむね査読論文として自分の学術報告書(CV)に記載しているようです。

なお、どうしても「査読」手続をとって欲しい、というケースも考えられます。その場合には、報告者である執筆者が、報告原稿を完成した後に、委員会に「査読の申出」をされるのも一案かと存じます。

申出があったときには、委員のほか申出のあったテーマ・分野で学術的知見の豊かな本学会理事や会員にお願いして、チェックをすることは可能です。申出をされたご本人の要望(厳格度など)に応じて、正誤チェック、文体のリライト、法令用語の常識、コンポジション、引用文献など、多岐なチェックが考えられます。

本日は、祝日にもかかわらず、ご参加いただき恐縮です。くれぐれも、よろしくお願いいたします。